

税制改正によって今年から 税務調査はどう変わるのか？

広告

東京都中野区の会計事務所、エヌエムシイ税理士法人（代表社員・税理士 野本明伯）税務総合戦略室 室長の風間と申します。「税務総合戦略室」は主に国税庁・国税局の出身者で組織したチームです。国税庁・国税局の総務部・課税部・調査部・国税不服審判所・税務大学校教授・税務署長などの経験者こそを、現在は十名のメンバーで仕事をしています。

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法の改正が行われ、平成25年1月1日から施行されることとなりました。

この改正により、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続について現行の運用上の取扱いが法令上明確化されるとともに、全ての処分（申請に対する拒否処分及び不利処分）に対する理由附記の実施等が定められています。

安心して税務調査に臨むために

◆調査はその公益的必要性と納税者の私利私欲とのバランスを踏まえ、社会的に正当な理由がある範囲で、納税者の理解と協力を得て行われるべきものであることを認識し、その適正な遂行に努めるとしていただきます。

◆調査は、多くの善良な納税者にとって必要以上の不安を感じる必要はないはずですが、実務上は、正しい申告をされているにもかかわらず、調査を受ける場合があります。この場合、調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。

◆調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。

なぜ税務調査に対する不安感が強いのか

◆調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。

セカンドオピニオンで不安を軽減する

◆調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。

更なる安心のために

◆調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。調査を受けることになったとしても、調査を受けることになった理由が不明確なままに調査を受けることは、納税者の権利を侵害することになります。

税務総合戦略室 セミナー 14講座開催中 1月-3月期

受講料 (1名様税込)	1月	2月	3月
① ベールに包まれた国税組織5万6千人の真実を語る	[10,500円]	18日	
② 税務調査って、拒否できないんですか？「国税は法的にどこまで踏みこめるのか」	[21,000円]	18日	
③ 国税調査官は見た！ 調査現場で発覚する社内不正の数々「内部牽制の充実のために」	[10,500円]		26日
④ ポルシェ・フェラーリ・クルーザーは損金にならないですか？「見解の相違」で負けないために	[10,500円]		6日
⑤ 国税は、キャピタル・フライト（海外資金逃避）を狙っている！	[21,000円]	19日	
⑥ お金持ちは非居住者を目指す「税金天国への脱出」	[31,500円]		15日
⑦ 国際税務を理解し、最適なタックスプランニングの構築を！	[21,000円]		7日
⑧ 狙われているのは大企業だけではない！ 中小企業に忍び寄る移転価格課税リスク	[21,000円]		19日
⑨ 将来の消費税の増税に備えて「消費税の節税の可能性について考える」	[21,000円]		21日
⑩ 相続対策「愛する家族に上手な財産の残し方」	[10,500円]	23日	
⑪ 富裕層のための節税対策「税務戦略的に資産保全および運用を考える」	[31,500円]		22日
⑫ 事業承継と相続のための自社株対策「円滑に低コストで事業承継を行うために」	[31,500円]		27日

ゲスト講師との特別実務セミナー [10,500円] 14日

お申し込み・お問い合わせ <http://www.nmc-zeirishi.jp/> エヌエムシイ税理士法人

税務総合戦略室® は 全国の会計事務所と業務提携をしています

お客様のニーズに最大の結果でお答えするには
各税務分野の専門家の見解が欠かせません

お客様のニーズの多様化に伴い、財務支援サービス、経営コンサル、さらにはM&Aといった業務に対応するため、会計事務所のカたちも変えていかなければなりません。もちろん、本来の税務会計は重要な業務であり、企業の支出のうち占める税金の割合は非常に高く、企業の資金力を強化するためには節税が重要な意味を持っています。

しかし、節税に係る事案の検討において、所内の複数の有資格者が話し合い一定の結論を得ても不安が残ります。そこでさらなる相談相手を探していたところ、税務総合戦略室の存在を知り、このたびパートナー契約の締結に至りました。

税務総合戦略室には、「法人税」「消費税」「税務調査」「国際税務」「資産税」等の様々な専門分野に関する経験を持った国税当局出身者の税理士が多数在籍しており、税務問題に関し課税サイドの見解を知ることができる体制がとられています。

お客様の弊案を見つめ、そのために私たちは今何をしなければならぬかを常に考えていきたい。そして、税務総合戦略室とのパートナー契約の締結によりさらなる大きな安心をお客様に提供させていただけると自負しております。

宮脇合同事務所 税理士 宮脇康成

【パートナー事務所】

- 宮脇合同事務所 宮脇康成税理士
(和歌山県 税理士登録番号 第69242号 / 近畿税理士会 和歌山支部)
TEL: 073-431-5241 URL: <http://www.godo-net.com/>
- 村上孝夫税理士事務所 村上孝夫税理士
(東京都 税理士登録番号 第2189号 / 東京税理士会 葛飾支部)
TEL: 03-3608-2166 URL: <http://www.murakami-kaikei.com/>
- 松下税理士事務所 松下欣司税理士
(熊本県 税理士登録番号 第53463号 / 南九州税理士会 熊本支部)
TEL: 096-368-7111 URL: <http://www.matusita-ao.com/>
- 税理士法人横浜総合事務所 山本歩美税理士
(神奈川県 税理士法人番号 第1605号 / 東京地方税理士会 横浜中央支部)
TEL: 045-641-2505 URL: <http://www.yoko-so.co.jp/>
- エヌエムシイ税理士法人 東京事務所
(東京都 税理士法人番号 第337号 / 東京税理士会 第99号)
TEL: 03-5354-5222 URL: <http://www.nmc-zeirishi.jp/>
- エヌエムシイ税理士法人 いわき事務所 (旧 野本会計)
(福島県 税理士法人番号 第337号 / 東北税理士会 第15号)
TEL: 0246-23-0006 URL: <http://www.nomoto-ao.co.jp/>

エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室® メンバー

 <p>松井 孝榮 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1951年生まれ 国税局調査部に14年間勤務 鉄道業、海運業、銀行業、証券業など日本を代表する超大規模法人を長年調査した。</p>	 <p>野原 渉 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1962年生まれ 国税局調査官に就いて、特別調査事務 大規模法人における電子情報の解析等調査事務に従事した経験を持つ。調査部 課長 兼 特別調査部門 課長。</p>	 <p>黒崎 俊夫 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1959年生まれ 資産課税部門職員として、相続税、贈与税及び評価事務に従事。不動産鑑定による評価の経験が豊富。税理士の他、不動産鑑定士、司法書士の資格を有する。</p>	 <p>玉川 育生 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1971年生まれ 外国人や外国法人を調査・監理事務に従事。各種ファンド会社や日本を代表する超大規模法人を調査した。</p>	 <p>風間 光裕 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1965年生まれ 法人税調査と税務職員の間接指導・監査業務を行う。税務組織の中核を担い、税務職員に調査手法や思考回路を伝授し、税務調査対策に力を発揮する。</p>	 <p>吉田 雅相 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1949年生まれ 移転価格課税やタックス・エインズに関するコンサルテーションを担当する。</p>	 <p>山崎 政男 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1949年生まれ 約40年の税務当局勤務の経験を生かし、課税側と納税者側の両方の権利と義務のバランスを追求し、解決を行った経験を持つ。</p>	 <p>五十嵐 徹夫 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1951年生まれ 相続税法基本通達を解説する「大蔵省解説」(公益法人の税務) (共著) 公益法人協会「わかりやすい相続申告書の書き方」中央経済社</p>	 <p>清水 順 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1931年生まれ 約30年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。税務大学校教授として、税務に関する高度の理論及び技能を指導した。</p>	 <p>髭 正博 エヌエムシイ税理士法人 税務総合戦略室 元国税調査官 税理士 1942年生まれ 事業承継・相続対策業務を開始する。</p>
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

元国税調査官 税理士
1951年生まれ 相続税法基本通達を解説する「大蔵省解説」(公益法人の税務) (共著) 公益法人協会「わかりやすい相続申告書の書き方」中央経済社

元国税調査官 税理士
1951年生まれ 約30年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。税務大学校教授として、税務に関する高度の理論及び技能を指導した。

元国税調査官 税理士
1942年生まれ 事業承継・相続対策業務を開始する。

元国税調査官 税理士
1962年生まれ 資産課税部門職員として、相続税、贈与税及び評価事務に従事。不動産鑑定による評価の経験が豊富。税理士の他、不動産鑑定士、司法書士の資格を有する。

元国税調査官 税理士
1971年生まれ 外国人や外国法人を調査・監理事務に従事。各種ファンド会社や日本を代表する超大規模法人を調査した。

元国税調査官 税理士
1965年生まれ 法人税調査と税務職員の間接指導・監査業務を行う。税務組織の中核を担い、税務職員に調査手法や思考回路を伝授し、税務調査対策に力を発揮する。

元国税調査官 税理士
1949年生まれ 移転価格課税やタックス・エインズに関するコンサルテーションを担当する。

元国税調査官 税理士
1949年生まれ 約40年の税務当局勤務の経験を生かし、課税側と納税者側の両方の権利と義務のバランスを追求し、解決を行った経験を持つ。

元国税調査官 税理士
1951年生まれ 相続税法基本通達を解説する「大蔵省解説」(公益法人の税務) (共著) 公益法人協会「わかりやすい相続申告書の書き方」中央経済社

元国税調査官 税理士
1931年生まれ 約30年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。税務大学校教授として、税務に関する高度の理論及び技能を指導した。

元国税調査官 税理士
1942年生まれ 事業承継・相続対策業務を開始する。

